

## 墓地廃止許可申請をするにあたって

1. 申請書 → 別紙に記入・押印。
2. 現在の墓地から半径100m以内の付近略図 → 住宅地図などに円で記入。
3. 現在の墓地図面 → 平・立面図など規模の分かるもので、取付道などの墓地に係る部分全てが分かるもの。無ければ現地の写真。
4. 申請地の登記事項証明書、及び公図（法務局で取得、申請前3ヶ月以内のもの。）  
※ 申請者が所有する土地であり、かつ、所有権以外の権利が存しないこと。
5. 改葬を伴う場合には、改葬の完了を確認できることの書類（改葬先の墓地使用許可証の写しなど）

注) 1. 上記1から4を準備して下さい。

2. 誤って記入した場合は、修正ペンなどで消さずに、取消線を引き、見え消しのうえ、訂正印を押印ください。

以上を確認の上、許可証を発行させて頂きますので、その後墓地の廃止を行って下さい。